

平成28年度さぬき市教育委員会第12回定例会会議録

1 日 時	平成29年3月24日(金) 開 会 午後1時30分 閉 会 午後4時18分		
2 場 所	さぬき市教育委員会会議室		
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子 岡 裕子
	欠席委員		細川 哲士
	事務局	教育部長	間島 憲仁
		教育総務課長	中川 勝幸
		学校教育課長	谷 訓昌
		生涯学習課長	間嶋 文一
		学校再編対策室長	石原 裕二
		幼保連携推進室長	富田 克美
	教育総務課副主幹		富田 和希(会議録作成者)
その他説明等のため出席した者		なし	

4 会議に付した議案及び審議結果

日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会等会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		教育長の報告	—	公開
日程第5	報告第26号	教育委員会所管職員の人事異動について	原案承認	公開
日程第6	報告第27号	教育委員会所管臨時職員等の任用について	原案承認	公開
日程第7	報告第28号	さぬき市図書館協議会委員の解任について	原案承認	公開
日程第8	報告第29号	地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	原案承認	公開
日程第9	議案第56号	さぬき市立学校(園)遠距離通学者対策協議会規則の廃止について	原案可決	公開
日程第10	報告第30号	地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について	原案承認	公開
	議案第57号	さぬき市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について	原案可決	公開
	議案第58号	さぬき市教育委員会事務局組織規則の一部改正について	原案可決	公開
日程第11	協議第3号	さぬき市奨学金の在り方について	協議終結	公開

日程第 12	議案第 44 号	さぬき市学校薬剤師の解嘱について	原案可決	非公開
	議案第 45 号	さぬき市学校薬剤師の委嘱について	原案可決	非公開
日程第 13	議案第 46 号	さぬき市少年育成センター所長、同専門相談員及び同専門補導員の任命について	原案可決	非公開
日程第 14	議案第 47 号	さぬき市公民館長の任命について	原案可決	非公開
	議案第 52 号	さぬき市体育館長の任命について	原案可決	非公開
日程第 15	議案第 48 号	さぬき市図書館長の任命について	原案可決	非公開
	議案第 49 号	さぬき市青少年交流プラザ館長の任命について	原案可決	非公開
	議案第 50 号	21世紀館さんがわ館長の任命について	原案可決	非公開
	議案第 53 号	さぬき市B&G海洋センター所長の任命について	原案可決	非公開
日程第 16	議案第 51 号	さぬき市雨滝自然科学館教育専門員の任命について	原案可決	非公開
日程第 17	議案第 54 号	さぬき市社会教育指導員の任命について	原案可決	非公開
	議案第 59 号	さぬき市社会教育指導員設置規則の一部改正について	原案可決	非公開
日程第 18	議案第 55 号	さぬき市心の教室相談員の委嘱について	原案可決	非公開
日程第 19	議案第 60 号	平成29年度さぬき市奨学生の決定について	原案可決	非公開
資料説明				
5 会議録署名委員	安藤 正倫、日向 和加子			
6 特記事項	なし			
7 会議内容				
開 会				
教育総務課長	定刻がまいりました。ただ今から、平成28年度さぬき市教育委員会第12回定例会を開会したいと思います。開会に当たり、教育長から御挨拶をお願いします。			
教育長	(挨拶) それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、教育総務課長に報告させます。			
教育総務課長	傍聴申請は、ありません。			
	<p>ここで、議案第44号「さぬき市学校薬剤師の解嘱について」から、議案第55号「さぬき市社会教育指導員の委嘱について」までは、人事に関する事件ですので、非公開とすべきと思います。また、議案第60号「平成29年度さぬき市奨学生の決定について」は、個人情報に関わる審議ですので、非公開とすべきと思います。さらに、資料説明12「長尾・造田小学校統合に関する地元支会等意見交換会の報告について」は、学校統合に関する意思形成過程に係る事案ですので、非公開とすべきと思います。</p> <p>では、お諮りします。</p> <p>議案第44号「さぬき市学校薬剤師の解嘱について」から、議案第55号「さぬき市社会教育指導員の委嘱について」まで、議案第60号「平成29年度さ</p>			

	ぬき市奨学生の決定について」、そして資料説明12「長尾・造田小学校統合に関する地元支会等意見交換会の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに同意することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第55号まで及び議案第60号の審議並びに資料説明12の説明は、非公開で行います。 それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第1 会期の決定について	
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に日向委員を指名します。よろしくお願ひします。
日程第3 平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会等会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成28年度さぬき市教育委員会第11回定例会等会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局に説明させます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 教育長の報告	
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局に読み上げさせます。
教育部長	報告事項1 教育施設整備工事等請負契約の締結について (平成29年2月10日から3月23日までの間に締結した教育施設整備工

	<p>事等の請負契約について報告した。)</p> <p>報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。)</p> <p>報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。)</p>
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	神前小学校百周年記念タイムカプセル開封式とあるのは、どのような内容でしたか。
教育長	神前小学校が100周年を迎えた際に、その記念としてタイムカプセルを埋めていたものです。30年後に開封するとしていたもので、この度、30年が経過することから開封することとなったとのことでした。
委員	さぬき市人権・同和問題企業研修会とあるのは、さぬき市人権・同和教育研究大会に参加している企業と同じですか。
幼保連携推進室長	市の入札制度において、当該研修会に参加することで、市の入札参加資格に係る点数が加点される仕組みがあり、研修会の最後に参加確認に関する周知があったことから、市の入札指名人名簿に登録された業者が参加していたものと思われま。
委員	さぬき市子ども会指導者・育成者研修会への参加者は、どれぐらいでしたか。
教育長	各単位子ども会の新旧育成者約150名が参加し、津田公民館のホールが一杯になるほどでした。子どもの数は減っていますが、子どもを育てる親等の熱意を感じることができました。
委員	(公財)エレキテル尾崎財団理事会とあることについて、平賀源内記念館の活性化に関する市議会の指摘もあったようですが、この記念館の指定管理者は、エレキテル尾崎財団でしたか。
教育長	平賀源内にまつわる公益財団法人は、エレキテル尾崎財団と平賀源内先生顕彰会の2つあり、記念館の指定管理者は、(公財)平賀源内先生顕彰会です。 エレキテル尾崎財団は、主に研究開発に対する賞金の授与や研究助成を行っており、平賀源内先生顕彰会は、記念館の指定管理者であるとともに、平賀源内旧邸の管理運営も行っています。
委員	記念館の運営費は、どれぐらいですか。
生涯学習課長	市からの指定管理料は200万円です。このほか、観覧料は指定管理者の収入としています。これらの収入で不足する部分については、当該財団が負担しています。
教育長	他に御質問、御意見等はありませんか。
教育長	御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第5 報告第25号 教育委員会所管職員の人事異動について	
教育長	日程第5、報告第25号「教育委員会所管職員の人事異動について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。

教育部長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第6 議案第26号 教育委員会所管臨時職員等の任用について	
教育長	日程第6、議案第26号「教育委員会所管臨時職員等の任用について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育部長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、次に移ります。
日程第7 報告第27号 さぬき市図書館協議会委員の解任について	
教育長	日程第7、報告第27号「さぬき市図書館協議会委員の解任について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
生涯学習課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第8 報告第28号 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について	
教育長	日程第8、報告第28号「地方自治法第180条の2の規定に基づく協議について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
学校再編対策室長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第56号 さぬき市立学校(園)遠距離通学者対策協議会規則の廃止について	
教育長	日程第9、議案第56号「さぬき市立学校(園)遠距離通学者対策協議会規則の廃止について」を議題とします。

	議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
<p>日程第10 報告第29号 地方自治法第180条の7の規定に基づく協議について 議案第57号 さぬき市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について 議案第58号 さぬき市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p>	
教育長	日程第10、報告第29号と議案第57号、議案第57号と議案58号は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関し相互に関連しているので、一括して審議します。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
幼保連携推進室長 教育総務課長	(議案の説明)
教育長	各案について、御質問、御意見等があれば順次発言をお願いします。
教育長	御質問等がないようですので、採決を求めます。各案をそれぞれ原案のとおり承認し、又は決することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし
教育長	異議なしと認めます。よって、各案は、それぞれ原案のとおり承認又は可決されました。
<p>日程第11 協議第3号 さぬき市奨学金の在り方について</p>	
教育長	日程第11、協議第3号「さぬき市奨学金の在り方について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局に説明させます。
教育総務課長	(協議すべき内容の説明)
教育長	本案について、意見のある方は、発言をお願いします。
委員	3つのモデルには、卒業後6か月以内や1年以内との条件があるものもあれば、ないものもあり、この違いは何ですか。
教育総務課長	3つ目のモデルは、さぬき市外の者を想定しており、その者が何らかの奨学金の返還を行っている途中であれば、さぬき市に1年以上居住すると、その返還を支援するという制度です。
教育部長	1つ目と2つ目のモデルは、Uターン者や在学中から引き続きさぬき市に住んでいる者を対象としたものです。3つ目は、いわゆるIターンといったこれまでさぬき市に縁がなかった者の市内への居住を促進しようとするもので、さぬき市外での就業を条件としていますが、これは、さぬき市内で就業すれば、通常、市内で家を借りたり、購入したりすることが多いと思われるところ、例えば、高松

	市内に就業している者で、牟礼や三木町に住むことを考えている者をさぬき市に引き込むことができないかと考えたものです。
委員	そうすると、この制度は、三木町や高松市にある同様の補助事業よりも条件が良いものになっているのですか。
教育部長	さぬき市内に就業しようとする者は、2つ目のモデルを利用することになります。
教育長	様々な方に対する様々な環境に応じた支援を設けるのではなく、いくつかの限られた条件を満たす者だけを支援するというシンプルな仕組みでもよいのではないかと考えたりもします。
教育総務課長	1つ目と2つ目のモデルについては、前回までの協議の中で、いくつかの条件を設け、その条件を満たすごとに得られる恩恵が増える仕組みが良いのではないかという意見を反映させたものです。これまで議論してきた居住と就業の条件のほか、結婚して配偶者と共に居住することを恩恵を受ける条件の1つに加えてみるとともに、さらに子を生み育てることも条件の1つとすることも考えてはどうかと加えてみたものです。この4段階に設けた条件に対し、条件数の妥当性や内容の適切性について御意見をお願いします。また、1つ目のモデルは、さぬき市奨学金を利用した者を対象としたもので、2つ目のモデルは、さぬき市奨学金以外の奨学金を利用した者を対象としたもので、この2つのモデルの条件が同じが良いのか、違う方が良いのかについても御意見をお願いします。
教育長	財政面で極めて厳しいさぬき市において、さぬき市が実施する奨学金以外の奨学金を利用する者にまで支援する必要があるのかという意見もあります。
教育総務課長	今回の協議に当たって、これまでの議論を踏まえ3つのモデルを示しましたが、協議の結果、1つのモデルに限定するという結論もあり得ると思います。
教育部長	いずれのモデルにも、恩恵が受けられる者の定員を設けようと考えています。条件を満たす全ての者を対象とするような制度は、今のところ想定していません。
教育長	定員を設けるとしても、年を重ねるごとに累積し、相当な規模の支援になります。さぬき市奨学金に係るものとはもかく、他の主体が実施する奨学金の利用者まで支援の対象とすることは、慎重に考える必要があるのではないかと思います。
教育部長	この制度は、奨学金返還に対する支援ですが、その目的は、さぬき市への定住促進です。何かのきっかけを与えることでさぬき市に住み、なおかつ、さぬき市内の企業に就業することも目的としているものです。このことから、できるだけ対象となる者の範囲を広げておく必要があるのではないかと考えたものです。 また、1つ目のモデルにおける対象者のさぬき市奨学金利用者は、奨学金を利用する時点で既に無利子という恩恵を受けた限られた者であり、更にそのうちから返還金の減免が受けられるという極めて対象が狭いものとなる上、いわば二重の恩恵を受けるものとなることから、公平性の観点から、2つ目のモデルの必要性も感じ、骨子案として示したところです。
委員	2つ目のモデルに関し、1年目は10人で72万円の財政的負担が必要で、こ

	れが10年目には720万円の負担になり、18年目でピークを迎え、それが継続されていくことになるのですか。
教育総務課 田中幹	補助する期間は、奨学金を返還する期間ではなく、居住条件に定めた8年間です。また、返還支援する金額は、6千円×貸付月数です。 支援に充てる金額の総額など事業の規模感は、今後、財政部局と協議して決めることとなります。現時点では、規模感以外の教育委員会として考える制度の骨格の合意が得られればよいと考えています。
教育部長	モデルには、条件を4つ示してありますが、その4つを条件としてよいのか、条件数を減らすのか、モデルによって必要とする条件を変えるのかなどについては、どう考えますか。
委員	条件の4つ目に挙げている「子を養育する」については、望んでも授からない夫婦もあることから、これを条件に加えると公平でないかもしれません。
委員	条件の適用については、示してある順に満たす必要がありますか。条件①と条件④だけを満たす場合に、恩恵を受けることはできないと考えていますか。
教育部長	そういった条件の運用面に関しては、細部の検討を行う際に、更に細かな状況想定して制度設計を進める必要があると考えています。今回の協議では、これまでの議論を踏まえた3つのモデルを出発点としてよいかということ、恩恵を受けるために必要な条件をどこまで求めるかについての合意が得られればよいと考えています。
委員	恩恵を受けるための条件は、10年以内に満たす必要があるということですか。
教育部長	そのとおりです。
委員	そうすると、早く結婚して、早く子どもを儲けなさいと言っていると捉えられかねないです。
教育長	「子を養育する」については、条件としないとしてよいですか。
各委員	異議なし
教育長	それでは、協議結果を確認します。 定住促進のための奨学金制度については、資料に示した3つのモデルで検討を進め、求める条件は、資料に掲げた①～③までとします。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明させます。
(1) 平成29年さぬき市議会第1回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
教育部長	平成29年さぬき市議会第1回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について報告した。
(2) 平成29年度年間行事予定について	
教育総務課長	さぬき・東かがわ行事調整委員会が作成した平成29年度年間行事予定について説明した。

(3) 平成29年度学校訪問の日程等について	
学校教育課長	平成29年度学校訪問の日程等について説明した。
(4) 区域外就学等について	
学校教育課長	前回報告後の区域外就学等の状況について報告した。
(5) 平成28年度第2回さぬき市図書館協議会の会議結果について	
生涯学習課長	平成29年2月20日開催された平成28年度第2回さぬき市図書館協議会の会議結果について報告した。
(6) 平成28年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会の会議結果について	
生涯学習課長	平成29年2月23日に開催された平成28年度第2回さぬき市少年育成センター運営委員会の会議結果について報告した。
(7) 平成28年度第2回さぬき市学校支援ボランティア運営委員会の会議結果について	
生涯学習課長	平成29年2月27日に開催された平成28年度第2回さぬき市学校支援ボランティア運営委員会の会議結果について報告した。
(8) 平成28年度第2回さぬき市放課後子どもプラン運営委員会の会議結果について	
生涯学習課長	平成29年2月27日に開催された平成28年度第2回さぬき市放課後子どもプラン運営委員会の会議結果について報告した。
(9) 平成28年度第2回さぬき市社会教育委員の会の会議結果について	
生涯学習課長	平成29年3月13日に開催された平成28年度第2回さぬき市社会教育委員の会の会議結果について報告した。
(10) 少年育成センターマスコットキャラクターについて	
生涯学習課長	少年育成センターが作成したマスコットキャラクターについて報告した。
(11) 神前・石田小学校統合準備委員会だより(第5号)について	
学校再編対策室長	平成29年3月17日発行の神前・石田小学校統合準備委員会だより(第5号)について報告した。
教育長	ここで、暫時休憩します。
教育長	それでは、再開します。非公開審議に移ります。

日程第12	議案第44号 さぬき市学校薬剤師の解嘱について 議案第45号 さぬき市学校薬剤師の委嘱について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、それぞれ原案のとおり可決された。
日程第13	議案第46号 さぬき市少年育成センター所長、同専門相談員及び同専門補導員の 任命について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第14	議案第47号 さぬき市公民館長の任命について 議案第52号 さぬき市体育館長の任命について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、それぞれ原案のとおり可決された。
日程第15	議案第48号 さぬき市図書館長の任命について 議案第49号 さぬき市青少年交流プラザ館長の任命について 議案第50号 21世紀館さんがわ館長の任命について 議案第53号 さぬき市B&G海洋センター所長の任命について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、それぞれ原案のとおり可決された。
日程第16	議案第51号 さぬき市雨滝自然科学館教育専門員の任命について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第17	議案第54号 さぬき市社会教育指導員の任命について 議案第59号 さぬき市社会教育指導員設置規則の一部改正について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、それぞれ原案のとおり可決された。
日程第18	議案第55号 さぬき市心の教室相談員の委嘱について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
日程第19	議案第60号 平成29年度さぬき市奨学生の決定について
	・・・(非公開の審議)・・・ 審議の結果、原案のとおり可決された。
資料説明	

(12) 長尾・造田小学校統合に関する地元支会等意見交換会の報告について	
	・・・(非公開の説明)・・・
教育長	それでは、非公開を解きます。
○ 次回教育委員会定例会の日程について	
	平成29年4月21日(金)午後3時30分開会で決定した。
8 閉 会	
教育長	以上で平成28年度さぬき市教育委員会第12回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成29年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員